



平成28年の地方公共団体における 「ゆう活」の取組について



平成28年11月11日
総務省

平成28年の地方公共団体における「ゆう活」の取組(働きかけ)

1 総務省から地方公共団体への働きかけ

(1) 各地方公共団体に対する通知の発出 (P 9, 10 参照)

- ・ 平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の取組について (平成28年4月7日付け事務連絡)
平成27年の実施結果を分析し、平成28年の「ゆう活」の充実に取り組むよう要請
- ・ 平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について
(平成28年5月19日付け総行公第45号公務員部長通知)
国家公務員の取組を踏まえ、実施時期や対象職員の拡大等、「ゆう活」の充実に取り組み、
地域社会をリードするよう改めて依頼

(2) 各種会議等において、「ゆう活」に積極的に取り組むよう要請

- ・ 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議【28年4月開催】
- ・ 平成28年度地方財政連絡会議【28年5月～開催】
- ・ 勤務条件等調査ヒアリング【28年7月実施】
- ・ 全国人事委員会事務局長会議【28年8月開催】
- ・ 全国人事担当課長・市町村担当課長会議【28年8月開催】

(3) 地方公務員月報において、平成27年における先進地方公共団体の取組を紹介 【4団体】

平成28年の地方公共団体における「ゆう活」の取組(団体数・改善点)

2 実施団体数

- 都道府県 4 3 団体 ※昨年度 4 1 団体
- 指定都市 1 6 団体 ※昨年度 1 6 団体
- その他の市区町村 1 2 2 団体 ※昨年度 1 1 4 団体 (昨年から 1 0 団体増加)

以上のほか、ゆう活の趣旨を踏まえた取組を実施した団体も多数

(例) 16時以降の会議等の原則禁止、定時退庁の徹底、20時以降の超過勤務の原則禁止

3 昨年度からの工夫・改善点

(1) 実施期間・対象の拡大等

- ・ 実施期間を拡大<例：通年実施化、通年の時差出勤制度の導入>
- ・ 対象部局を拡大<例：一部部局⇒窓口職場を含め原則として全部局>
- ・ 対象職員を拡大<例：育児等の事情がある者に限定⇒原則として全職員> など

(2) ゆう活を実施し易くするための実施内容の弾力化

- ・ 勤務時間の前倒しの選択肢を拡大<例：60分のみ⇒30分又は60分>
- ・ 実施単位を細分化<例：1月単位⇒1日単位> など

(3) 職員に対する働きかけの強化

- ・ 職員が使用するパソコン上において、退庁を呼びかける画面を表示
- ・ 定時退庁を促すため、他都市や民間企業の取組事例を職員に紹介 など

平成28年の地方公共団体における「ゆう活」の取組(具体例)

長野県

対象

全ての常勤職員（約11,000人） ※実施困難な職員を除く

特色ある取組内容

＜実施内容の充実＞

※ 下線部は今年度充実した事項

○ゆう活実施期間を3か月に拡大（昨年度6週間）

○所属の半数以上の職員の実施を目標

○その他、各課で任意の取組を実施

＜定時退庁の促進＞

○朝型勤務を実施している職員が明確に分かるように工夫

（職場内で各職員のゆう活のスケジュールを共有、卓上にゆう活実施中の表示を設置）

○管理者から朝型勤務実施者に対し定時退庁を声かけ

＜啓発・具体例＞

○職員が利用するWebサイトに、夕方時間の有効活用事例の紹介等を内容とする「ゆう活コーナー」を設置

○1か月ごとにゆう活の実績を集計し、知事や部局長出席の会議で情報を共有

実施内容（知事部局）

○実施職員数 3,668人／4,928人（実施率74.4%）【27年実施率86.1%】

○延べ実施職員数 43,628人【27年44,399人】

○実施職員の定時退庁率95.4%【27年定時退庁率90.5%】

4 実施団体の主な意見（各地方公共団体の職員アンケート調査結果等による）

（１）ワークライフバランスの実現

<職員側の意見>

- ・ 育児に積極的に参加することができた。
- ・ 家族と過ごす時間が増え、家族間の絆が強まった。
- ・ 早期退庁の時間を活かし、ライフスタイルが変わった。
- ・ 「ゆう活」を実施する職員が早期退庁することで、通常勤務職員についても早期退庁しやすい雰囲気が出た。

<人事当局側の意見>

- ・ 定時退庁やワークライフバランスの意識を高めるきっかけとして一定の効果があった。
- ・ 時間外勤務を前提とした働き方を見直す契機となった。
- ・ 年次有給休暇・夏季休暇の取得日数が、昨年度比でいずれも7%以上増加した。
- ・ 実施した職員の定時退庁率が95%を超えるなど、「ゆう活」の趣旨が職員に浸透してきている。

(2) 業務の効率化、行政サービスの維持・向上

<職員側の意見>

- ・ 仕事にメリハリをつけ、時間を有効活用することができた。
- ・ 通常より早い時間帯から業務を始めたことにより、作業能率の向上が図られた。
- ・ 定時退庁を目的とし、終業時刻を意識した効率的な業務執行につながった。

<人事当局側の意見>

- ・ 効率的な業務執行や時間外勤務の縮減に向けた意識付けにつながった。
- ・ 職員一人ひとりが働き方を見直し、仕事の質を高めて、県民サービスの向上につなげる契機となった。
- ・ 実施前と比較すると、知事部局の7～8月の時間外勤務時間数が5%程度縮減された。

(3) 課題

<職員側の意見>

- ・ 業務上使用するシステムの運用時間外のため、業務に支障があった。
- ・ 育児や介護をする立場から考えると大変魅力的な制度だが、担当業務が窓口・県民対応である場合、職場内でのバランスや配置を考慮しなければならない点が難しい。
- ・ 「ゆう活」を実施した職員の退庁後、通常勤務職員の負担が大きくなってしまう。
- ・ 家族と生活のリズムが合わなくなった。

<人事当局側の意見>

- ・ 多くの職員がゆう活を実施するためには、空調・システム稼働時間等の執務環境の整備や勤怠管理、総労働時間の短縮などについて、さらなる検討が必要。
- ・ 窓口職場で、夕方に体制が手薄になることへの対応が必要。
- ・ 業務の効率化や退庁しやすい雰囲気醸成に寄与する一方、生活リズムの変化への対応や家族への負担を指摘する声もある。
- ・ 育児や遠方通勤など、ライフスタイルに合わせた柔軟な制度づくりが課題。

地方公共団体における「ゆう活」の取組（実施団体）

実施団体

1 都道府県（43団体）※昨年度41団体

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県
広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県
宮崎県	鹿児島県	沖縄県							

2 指定都市（16団体）※昨年度16団体

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
大阪市	堺市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市				

3 その他の市町村（122団体）※昨年度114団体

苫小牧市	増毛町	幌延町	鹿追町	弘前市	東北町	五戸町	白河市	矢吹町	土浦市
古河市	笠間市	筑西市	坂東市	かすみがうら市	前橋市	館林市	富岡市	みなかみ町	千代田町
加須市	狭山市	富士見市	坂戸市	ふじみ野市	川島町	杉戸町	市川市	館山市	成田市
鴨川市	富里市	南房総市	港区	八王子市	調布市	東村山市	国分寺市	清瀬市	平塚市
秦野市	伊勢原市	海老名市	長岡市	射水市	立山町	小松市	羽咋市	かほく市	宝達志水町
中能登町	福井市	勝山市	甲府市	北杜市	上野原市	佐久市	喬木村	飯綱町	岐阜市
関市	羽島市	恵那市	郡上市	坂祝町	沼津市	湖西市	南伊豆町	豊橋市	一宮市
豊川市	安城市	蒲郡市	小牧市	尾張旭市	豊明市	みよし市	東郷町	阿久比町	四日市市
松阪市	桑名市	朝日町	米原市	京丹後市	八尾市	河内長野市	箕面市	摂津市	四條畷市
西脇市	淡路市	桜井市	香芝市	白浜町	出雲市	川本町	倉敷市	呉市	府中市
廿日市市	宇部市	長門市	柳井市	山陽小野田市	高松市	松山市	今治市	宇和島市	四国中央市
西予市	飯塚市	大野城市	添田町	多久市	西海市	杵築市	宇佐市	玖珠町	出水市
中種子町	伊平屋村								

○平成28年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の取組について （平成28年4月7日付け事務連絡）（抄）

平成27年の「ゆう活」においては、各地方公共団体において積極的に取り組みいただき、41都道府県、16指定都市、114市町村において「ゆう活」を実施したほか、それ以外の多くの団体においても、定時退庁を促進するなど「ゆう活」の趣旨に即した取組を進めていただいたところです。

この「ゆう活」に対する評価としては、個人・家庭生活の充実に加え、業務の効率化や時間外勤務の縮減が挙げられるなど、柔軟な働き方改革に向けた職員の意識改革の契機となったとされており、まずは実践してみることが重要であることが、改めて明らかになりました。

各地方公共団体におかれては、平成27年の実施結果を分析し、課題の改善を図ることにより、地域の実情に即し、平成28年の「ゆう活」の充実に取り組み、地域社会をリードする役割を果たしていただくようお願いします。

また、国家公務員については、今後、フレックスタイム制の活用により「ゆう活」の一層の推進を図る等の方針決定が行われる予定であると承知しています。今後、随時、情報提供を行いますので、各地方公共団体におかれては、国家公務員の実施方針も参考としていただくようお願いします。

※ 各地方公共団体の「ゆう活」の取組内容、窓口業務を含めた実施状況の検証、今後の課題整理などについては、地方公務員月報の平成27年12月号、平成28年1月号・2月号の記事を参考にしてください。

○平成28年の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について
(平成28年5月19日付け総行公45号公務員部長通知)(抄)

平成28年の「ゆう活」の取組については、4月7日付事務連絡でお願いしたところですが、本日、平成28年度国家公務員における「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」実施方針が、別添のとおり内閣人事局から各府省に対して通知されましたので、お知らせします。

具体的には、実施時期は、平成28年7月及び8月ですが、6月、9月以降も実施可としています。対象職員は、業務の特性や職員、組織の状況も考慮しつつ、できる限り多くの職員が実施できるよう努めることとし、実施困難であることが想定される職員であっても、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合は実施に努めることとしています。

さて、「ゆう活」は柔軟な働き方改革の契機となるものであり、まずは実践してみることが重要です。震災対応により困難な場合もあると思いますが、地域の実情に即し、「ゆう活」の充実に取り組み、地域社会をリードする役割を果たしていただくようお願いします。